

令和8年6月30日

職員の懲戒処分について

本市職員の懲戒処分について、本日、別紙のとおり発令しました。



広島県三次市

総務部 総務課 職員係 (担当: 瀧熊、中村)

TEL: 0824-62-6105 FAX: 0824-62-6137

職員の懲戒処分について

このことについて、次のとおり発令しました。

1 経過

本件は、令和6年2月、職員が対価を得る約束で、自身の銀行キャッシュカード複数枚を第三者に郵送するとともに、預金引き出し等に必要な暗証番号を提供した。これらにより、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」違反で起訴され、罰金30万円の略式命令を受けた。

これを受け、本件に係る職員の処分等について「三次市職員分限、懲戒審査委員会」において審査を行い、市長が次のとおり懲戒処分を発令した。

2 処分発令日

令和8年6月30日

3 対象職員及び処分内容等

(1) 所属・職名等

地域共創部まちづくり交通課 主任 （33歳・男性）

(2) 処分の内容

停職6月

(3) 処分の理由

地方公務員法第29条第1項各号に該当

ア 同法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第29条第1項第1号に該当

イ 同法第29条第1項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）及び同項第2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）に該当

懲戒処分公表に係る市長コメント

職員の公務員としての自覚を欠く行為により法律に違反し、市行政に対する信頼を損なう結果となりましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今後このような事態を二度と起こさぬよう、職員に対する指導と法令遵守について一層の徹底を図り、信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。

令和8年6月30日

三次市長 福岡 誠志